

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

- (1) 佐倉市保育園等の利用に関する規則の一部改正
- (2) 佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の一部改正

2 背景

近年、国内において猛烈な風雨による災害や地震等による災害が度々発生しており、災害による避難を目的として転入する世帯に対して、より一層の社会的支援及び配慮が求められております。

本市においても、災害による避難を目的として本市へ転入する世帯に対して、支援等をするために、保育園等の利用に係る調整指数（以下「調整指数」という。）の改正等を行うこととします。

また、その他調整指数に係る規定において整理が必要であることから合わせて改正をします。

3 対応方針

- (1) 災害による避難を目的として本市へ転入する世帯に対して調整指数を付する項目の新設及び休憩時間の就労時間への加算、就学の定義の明確化、兄弟姉妹に係る転園等その他の調整指数に係る規定の整理をします。
- (2) その他の所要の規定及び様式の改正を行います。
- (3) 本規則の改正は、公布の日から施行します。

4 政策内容

今回の改正により、災害からの避難を目的として本市へ転入する世帯への支援、保護者の利便性向上を図ります。